

4ワクチンを仮に広く接種する場合の技術的事項に関する 予防接種基本方針部会での主な意見・審議内容

資料6

国民に対して広く接種機会を提供する仕組みとして実施するためには、ワクチンの供給・実施体制の確保、必要となる財源の捻出方法等の検討を行った上で、関係者の理解を得るとともに、副反応も含めた予防接種施策に対する国民の理解等が必要であることを前提に、技術的課題について、下記のとおり予防接種基本方針部会で検討されている。

	委員からの主な意見・審議内容
肺炎球菌感染症 (成人)	○ 65歳以上の者及び60歳以上65歳未満で日常生活が極度に制限される程度の基礎疾患を有する者を対象(インフルエンザの対象者*と同様)に、1回接種することが望ましい。 ○ 2回目の接種を行う必要性や有効性について、引き続き検討していく必要がある。 ○ <u>ワクチン導入時のキャッチアップ等に関し、「5歳年齢ごと(65,70,75,80,85歳etc.)」とすることが望ましい。(平成25年7月10日の第4回基本方針部会案と同)</u>
B型肝炎	○ <u>今後、接種対象者やスケジュール、使用するワクチンを定めていくため、小児期の水平感染の実態のさらなる把握、異なる遺伝子型ウイルスに対するワクチンの予防効果(遺伝子型遺伝子型Cウイルスワクチン)について、引き続き研究・検討していく必要がある。</u>

* インフルエンザの対象者の60歳～65歳未満: 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

※ 下線部が第7回予防接種基本方針部会(平成25年11月18日)での審議された内容